

「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等 に関する協定」の締結について

防災の日の9月1日、本会ほか京都府内の4つの不動産関係団体は、京都市と標記協定を締結しました。

この協定は、地震や風水害等により大規模な住宅損壊が生じた際、会員が扱う賃貸物件を市が借り上げて、被災者向けの応急住宅として提供するためのしくみと役割分担を取り決めたものです。

締結式は、関係5団体の出席のもと同日16:00から市役所で開催され、本会からは千振会長が出席しました。なお、京都府とは既に同様の協定を締結済みです。

本会は全面的に協力することとし、まず、制度内容を会員の皆様に周知するとともに、災害時に借上げ住宅として利用可能な物件情報の提供にご協力いただける方を募集し、リストを作成して府、市に提供することとしています。



前列左：門川大作京都市長、前列右：千振和雄会長